

第 2 回検討委員会の確認事項

(1) 事務局からの補足説明について

- 今回の検討の大前提として、できるだけ障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育、そして地域で暮らすインクルーシブ社会の考え方があ
る。

- 特別支援学校の対象となる障害の程度は、学校教育法施行令第 2 2 条の 3 に規定さ
れている。特別支援学校への就学については、制度的規定、地域の資源の有無、保護
者への意見等も考慮して決定されるべきもので、保護者等の希望のみで行けるもの
ではない。

(2) 対応の規模について

- 山田特支校区で 4 0 ~ 5 0 名規模の「対応」をする。

(3) 第 1 回からの対応の状況について

- 高知特支、山田特支は増築が困難
- 高知大学教育学部附属特別支援学校定員増加について要請

(4) 「具体的な対応策について」(協議の内容)

- 校区の調整について
 - ・ 校区の設定だけでは課題解決しない。
 - ・ 校区の調整については、保護者の意向を重視するとともに、個別の調整も必要。
 - ・ 新しい学校の特徴の明示は必要。

- 「既存施設を活用した施設整備」、「施設の新築」について
 - ・ 「施設の新築」にすると時間がかかる。
 - ・ 「既存施設を活用した施設整備」が現実的ではないか。
 - ・ 長期的な視点では「施設の新築」もあるが、緊急性を考えると「既存施設を活用した施設整備」ではないか。
 - ・ 「施設の新築」ということであればいろいろ要望がある。
 - ・ 「既存施設を活用した施設整備」に関してはどの施設が活用できるかで、設置学部や通学距離が変わってくる。